

チェック=Y 日付け=2018/10/30

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 30 年 10 月 26 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ファッションセンターしまむら近江八幡店 近江八幡市土田 1316-1 ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
  - (1) 地域住民や周辺環境に配慮し、自治会等の地域活動にも積極的に参加されたい。
  - (2) 周辺道路の交通量増大に伴う混乱や事故防止などのため、来退店計画を遵守できるよう対応されたい。特に西側市道を始めとする周辺生活道路を利用する来店者がでないように対応されたい。
  - (3) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）や近江八幡市環境保全に関する条例（平成 22 年近江八幡市条例第 255 号）等の環境法令を遵守し、騒音・振動・悪臭等の公害防止に係る事業者としての責務を果たすこと。
  - (4) 近江八幡市環境保全に関する条例第 12 条に基づき、近江八幡市と環境保全に関する協定を締結すること。
  - (5) 届出書記載の騒音対策のほか、周辺の生活環境が損なわれないように努め、苦情があった場合には、事業者が誠意を持って対応されたい。
  - (6) 届出書記載の廃棄物対策等について、適正に行われるよう取り組まれたい。
  - (7) 周辺との景観の調和に継続して努められたい。
  - (8) 滋賀県屋外広告物条例を遵守し、許可申請を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町 236 番地
  - (2) 縦覧期間 平成 30 年 10 月 26 日から平成 30 年 11 月 26 日まで